

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 24 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨老朗委員、佐々木順一委員、
工藤大輔委員、佐々木博委員、小田島峰雄委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、遠藤担当書記、藤本併任書記、藤澤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
木村秘書広報室長、保理事兼秘書広報室副室長兼首席調査監、千葉調査監、
八重樫秘書課総括課長、蛇口特命参事兼行幸啓課長、上和野広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、佐藤副部長兼総務室長、小向総合防災室長、山崎入札課長、
松本放射線影響対策課長、熊谷人事課総括課長、五月女財政課総括課長、
佐藤法務学事課総括課長、千葉私学・情報公開課長、小畑税務課総括課長、
猪久保管財課総括課長、會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、
及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、大槻副部長兼政策推進室長、宮野副部長兼地域振興室長、
佐々木科学 I L C 推進室長、高橋政策監、小野評価課長、森調整監、
佐藤市町村課総括課長、佐藤調査統計課総括課長、古舘情報政策課総括課長、
菅原県北沿岸・定住交流課長、佐々木交通課長、高橋地域連携推進監
 - (4) 復興局
中村復興局長、大友副局長、高橋副局長、石川復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、
小笠原生活再建課総括課長
 - (5) 国体・障がい者スポーツ大会局

岩間国体・障がい者スポーツ大会局長、小友副局長兼総務課総括課長、泉副局長、
安部施設課総括課長、藤澤競技式典課総括課長、
工藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、坊良職員課総括課長

(7) 警察本部

安岡警務部長、佐藤参事官兼警務課長、鈴木参事兼会計課長、
羽澤参事官兼生活安全企画課長、勝又参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 個人情報保護条例の一部を改正する条例

イ 議案第2号 岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

ウ 議案第3号 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部
を改正する条例

エ 議案第4号 公会堂条例の一部を改正する条例

オ 議案第5号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

カ 議案第7号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

キ 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

ク 議案第24号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

ケ 議案第25号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第148号 安全保障関連法案の速やかな廃案を求める請願

イ 受理番号第149号 若者を戦場におくる安全保障法制に反対する意見書提出を求
める請願

ウ 受理番号第150号 憲法違反の安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全
法制整備法案）の廃案を求める請願

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○安岡警務部長 お許しをいただきまして、警察職員の非違事案につきまして御報告をさ
せていただきます。

さきの提出予定議案等説明会で御報告をさせていただいたとおり、本県警察職員が酒気帯び運転等で検挙され、当該職員を5月29日付で懲戒免職とした非違事案につきまして、改めて深くおわび申し上げる次第でございます。

県警察といたしましては、全職員に対して職務倫理の再徹底を図るなど再発防止に全力を挙げるとともに、県民の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員長 これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉私学・情報公開課長 議案第1号個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の議案（その1）の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付しております個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。いわゆる番号利用法の施行に伴い、特定個人情報の利用の制限を定める等所要の改正をしようとするものであります。なお、特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報でございます。

条例案の内容の御説明をする前に、個人情報保護制度の法体系につきまして御説明いたします。資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。

個人情報保護法では、1章から3章までにおいて、個人情報の保護に係る基本的なことを定め、4章以下では民間事業者の個人情報の取り扱い等について定めております。4章以下の規定は、国や地方公共団体等には適用せず、国や地方公共団体等の個人情報の取り扱い等は、それぞれ行政機関個人情報保護法や各地方公共団体の条例で規定しております。それぞれの範囲を資料の赤線で囲んでおります。

このような法体系のもとで、番号利用法が施行されます。その範囲を下のほうの黒の太線で囲んでおりますが、個人番号や特定個人情報等も個人情報ですので、それらの取り扱いについて個人情報保護法等の法律や個人情報保護条例と重複する部分がございます。

資料の緑色の部分につきましては、番号利用法は個人情報保護法等の特別法に当たり、また法律は条例に優先しますので、番号利用法の規定が適用されることとなります。また、番号利用法では、特定個人情報等を個人情報保護法等における個人情報とは異なる取り扱いとするため、個人情報保護法等と読みかえております。

資料の右側の黄色の条例の部分につきましては、番号利用法による読みかえは及びませんので、条例における特定個人情報の取り扱いを番号利用法による読みかえ後の個人情報保護法等の取り扱いと同様にするため、条例を改正するものでございます。

資料の1ページにお戻り願います。次に、2の条例案の内容についてであります。（1）の特定個人情報関係についてでございますが、アについては個人情報の定義を改めるとと

もに、特定個人情報の定義を定めるものでございます。個人情報の定義の改正につきましては、法人等の活動の情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報は、これまで法人の事業情報の一部として個人情報から除いておりましたが、特定個人情報を定義するに当たり、個人情報に含めようとするものであります。

イにつきましては、特定個人情報を本来の目的以外の目的で利用できる場合について、新たに規定するものでございます。条例第5条で、個人情報の利用及び提供を規定しておりますが、特定個人情報は、第5条ではなく、第5条の2に規定する要件に該当する場合にのみ目的外での利用を認めることとするものです。なお、第5条の規定を特定個人情報に適用させないために、第5条の個人情報から特定個人情報を除いておりますが、同じく特定個人情報に適用させないために、第22条の法令等による開示の実施との調整及び第33条の利用停止請求権に規定する個人情報からも特定個人情報を除いております。

ウにつきましては、特定個人情報の利用及び保有等について、本人参加の権利を保障するため、本人から委任を受けた代理人が本人にかかわって開示請求等をできるようにするものでございます。

エについては、先ほど御説明いたしましたとおり、特定個人情報の利用停止請求は第33条ではなく、第33条の2の規定により行うものとするものでございます。

次に、(2)の情報提供等記録関係についてであります。情報提供等記録とは、行政機関等が行った個人番号の提供に係る履歴であり、個人番号を含んでおりますので、特定個人情報の一部となります。アについては、情報提供等記録を定義するものでございます。イ及びウにつきましては、情報提供等記録は履歴であることから、本来の目的外での利用を認めないものでございます。なお、第5条の2では、第33条の2の利用停止請求権の規定から情報提供等記録を除いておりますが、これは仮に何らかの不適切な取り扱いにより個人情報が利用された場合であっても、その履歴についてはきちんと管理しておく必要があるため、情報提供等記録の利用停止請求を認めないものでございます。

エについては、訂正請求を受けて情報提供等記録を訂正した場合、提供先や提供元のほか、システムを管理する総務大臣にもその旨を通知することとするものでございます。

最後に、(3)のその他でございますが、特定個人情報及び情報提供等記録の改正に伴い、文言等の整理をするものでございます。

3の施行期日等についてでございますが、条例の表1の特定個人情報の改正の部分については、個人番号の配付が始まる平成27年10月5日から、表2の情報提供等記録の改正部分については、番号利用法附則第1条第5号の施行の日から施行しようとするものであります。なお、附則第1条第5号は、公布から4年以内の平成29年5月31日までに施行されることとなっております。

また、個人情報の定義の改正により、新たに個人情報に含まれることとなる情報を取り扱う場合の経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨老朗委員 特定個人情報というのは、具体的にはどのようなものを指すのですか。

○千葉私学・情報公開課長 特定個人情報とは、例えば個人情報ですと名前や住所で特定できますけれども、それに加えて、10月5日から配付される個人番号をその内容に含む情報を特定個人情報といいます。例えば名前と住所と個人番号、三つがそろえば特定個人情報となり、番号がなければ個人情報となります。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第2号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）の7ページをお開き願います。なお、説明に当たりますは、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

第1に、改正の趣旨についてであります。警察官の定数につきましては、警察法の規定により、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。今般、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化等に対応するため、全国で1,020人、うち本県に8人の警察官の増員が図られることとされ、これに伴う政令改正が行われたことから、条例で定める警察官の定数及び階級別定数を改正しようとするものであります。

第2に、条例案の内容についてであります。第1に、(1)、(2)につきましては、職員の定数を現行の2,127人から8人増員し2,135人に改正するとともに、警察官の階級別定数についても政令で定める基準に従い、表のとおりそれぞれ改正しようとするものであります。

また、(3)及び(4)の特例につきましては、東日本大震災津波からの復旧、復興過程における治安現象の変化等に対応するため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の定数の特例を定めているものであり、今般の警察官の増員に伴い、附則第4項及び第5項に定める警察官の定数及び階級別定数の特例についても、表のとおりそれぞれ改正しようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするもので

あります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 警視や警部、警部補などの階級がありますが、例えば北上警察署の警務課長は、どの階級に該当するのですか。

○安岡警務部長 今お尋ねの例でございますと、警察署の課長は基本的には警部ということになります。

○嵯峨耆朗委員 ちなみに、部長の階級は何ですか。

○安岡警務部長 御指摘の部長とは、警察本部の部長ということだと思えますけれども、国家公務員でございます。階級は警視正となっております。警察本部では、現在私を含む各部長と首席監察官が警視正で国家公務員ですので、こちらの条例は適用されないということになります。

○久保孝喜委員 治安の問題を含めて増員が図られるということですが、この定数の増に伴って、例えば重点的に配置がどういうふうになるのか、傾向や方向づけがあるのかどうか。満遍なくということなのか、それとも特別な部署に増配置するということなのかということがまず1点。もう一点は、階級別の定数ということですが、実際の現場の実人員との乖離があるのか、その辺の実態はどうなっているのですか。

○安岡警務部長 まず、最初の御質問でございますけれども、今回条例改正がお認めいただければ8人増員ということになりまして、その充足については、できるだけ10月の採用を検討するとことといたしまして、それがかなわなければ、来年4月に人員を採用することとございますけれども、それに先立ち、今年度の組織改編におきまして、特殊詐欺対策室という新たな組織を新設して、被害防止対策等取り締まりの体制を強化しておりますし、さらに平成26年度には、人身安全関連の専門部署を設置しております。これについても増員に先立ちまして今年度体制の強化をしているところであり、今回増員がお認めいただければ、それらについて今後採用することといたしたいという考えでございます。

二つ目の御質問の定数と実人員の差ということでございますが、現在欠員は9人ということになっておりますので、今回8人増員が認められますと、17人の欠員ということになりまして、これの充足にできるだけ早く努めるというところでございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第3号職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと思います。議案（その1）の9ページでございます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例で引用する地方公務員等共済組合法の共済年金に係る規定が削除され、厚生年金保険法に規定する条項を引用する必要が生じたことから、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は改正法が施行される平成27年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耆朗委員 こういうふうに変えることによって、具体的には何か変わるのですか。

○熊谷人事課総括課長 これまで公的年金につきましては、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金、私学教育の共済年金、そして厚生年金の4年金がございました。こちらにつきましては、いわゆる被用者年金の受給者全体を保険者、被保険者全体で支えること、それから年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、同じ保険料を負担して同じ年金給付を受けるという年金制度の公平性を確保し、公的年金に対する国民の信頼性を高めることを目的として、この4年金の統合が本年の10月1日から行われるということでございます。

基本的に年金の1階部分、2階部分につきましては、統合しても変わらないわけですが、公務員に関しましては、いわゆる新たな公務員制度といたしまして、今まであった職域部分というものが廃止され、退職等年金給付という制度が新たに設けられるものでございます。

○嵯峨耆朗委員 例えば課長が退職する時や、支給対象となった場合、これによって実際に何がどう変わるのですか。

○熊谷人事課総括課長 いわゆる年金につきまして、1階部分と2階部分の年金額は、現在共済年金と同じでございますが、そこは変わりません。公務員の職域部分である3階部分が廃止されまして、退職等年金給付に変わるということを御説明申し上げましたが、制度完成が平成70年ということで、年金額といたしましては月額2,000円程度ほど減額となるという試算が国から示されているところでございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号公会堂条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 議案第4号公会堂条例の一部を改正する条例案の概要について御説明申し上げます。議案（その1）の11ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております、公会堂条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨ですが、公会堂にエアコンディショナーを設置することに伴い、エアコンディショナーの利用料金の上限額について定めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容ですが、公会堂の大ホール及びギャラリーを除く貸出施設において、エアコンディショナーの使用を開始するに当たり、エアコンディショナーの利用料金、具体的には電気料相当額について定めようとするものであります。

なお、具体的な利用料金については、条例で定める上限額の範囲内で指定管理者が定め徴収することとしております。

3の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 料金の上限額の設定なのですが、大ホールのエアコンの設置の要望もかなり聞いておりますけれども、大ホールはなぜ設置の対象とならなかったのでしょうか。

○佐藤副部長兼総務室長 今回は、大ホールとギャラリーを除く各会議室を対象としてございますが、大ホールにつきましては、多額の整備費用を要することなどのほか、施設の

老朽化も進んでございますから、そういった意味でも、今後機会を捉えて管理と一体的に検討してまいりたいと考えてございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 議案第5号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）の13ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております、岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず1、改正の趣旨であります。地方税法等の一部改正に伴い、県税の徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法等を定め、法人の事業税及び地方消費税の税率を改め、県たばこ税の税率の特例を廃止するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に2、条例案の内容であります。まず（1）の総則関係でございますけれども、これは平成28年4月1日から施行するものでございますが、平成27年度の税制改正において、徴収猶予など納税の猶予に係る一連の手續等について、地方団体の条例で定めるところとされたことから、アといたしまして、分割納付または分割納入の方法、イといたしまして、申請書の記載事項や添付書類、申請期限等、ウといたしまして、担保徴収の基準等について、原則として国税の例に倣い改正を行うものでございます。

次に、（2）の県民税関係でございますけれども、今般の金融証券税制の改正に伴うものであり、その主なものといたしましては、まずアといたしまして、所得税においては1億円以上の有価証券等を所有している者が国外転出をする場合には確定申告等を行い、その対象資産含み益に所得税が課税されることとなりましたが、個人県民税は翌年1月1日に住所を有する者に課税するため、個人県民税の課税標準の関係に当たっては、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の規定によらず行うものでございます。

また、エといたしまして、平成28年から未成年者を対象とした少額投資非課税制度、いわゆるジュニアNISAが創設されますが、非課税期間中における未成年者口座からの払

い出しなど、契約不履行等の事由が生じた場合の取り扱いや、平成 29 年度以後の各年度分の個人県民税について、未成年者口座に係る譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等に係る譲渡所得の金額とを区分して計算することを定めるものであります。

施行期日につきましては、エの（イ）が平成 29 年 1 月 1 日から、その他は平成 28 年 1 月 1 日からということでございます。

次に、2 ページをお開き願います。（3）の事業税関係でございますが、これは平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。資本金 1 億円を超える法人の事業税に導入している外形標準課税について、平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 カ年で、平成 26 年度の 4 分の 1 から 2 分の 1 まで対象範囲を拡大するため、それぞれ表に記載のとおり、アといたしまして、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げるとともに、これに合わせて、イといたしまして、税率の特例措置について改正を行うものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。（4）の地方消費税関係でございますけれども、アといたしまして、国外からのインターネット等を介して行われる電子書籍、音楽の配信等の役務の提供を課税対象とし、平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用するとともに、イといたしまして、消費税率の引き上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日に変更され、税率引き上げに当たっての景気判断条項が削除されたことに伴い、地方消費税率の改正を行ったものでございます。

次に、（5）の県たばこ税の関係でございますけれども、これは平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。エコー、わかばなど紙巻きたばこ 3 級品に係る税率の特例を表に記載のとおり、平成 28 年 4 月から平成 31 年 4 月まで、段階的に廃止するというものでございます。なお、改正に当たりましては、旧税率で仕入れた 3 級品を税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得を防止し、税率引き上げ前に売り渡し等が行われた 3 級品を当日に販売するため、所持する一定の卸売販売業者等に対して手持品課税を実施することになってございます。

（6）、その他でございますけれども、これは軽油引取税に係る準用規定、あるいは引用部分で所要の整備をしているものでございます。

最後に、3 の施行期日等でございますけれども、（1）は条例案の表に記載してごさいます通りに施行期日を定めるものでございます。それから、（2）につきましては、それぞれ所要の経過措置を講ずるものでございます。

それから、（3）でございますが、岩手県産業廃棄物税条例の一部改正につきましては、産業廃棄物税の徴収猶予について準用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤市町村課総括課長 議案第7号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）の35ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜お手元に配付しております住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1の改正の趣旨の（1）でございます。許可申請等を受けた県が、住民基本台帳ネットワークシステムにより申請者等の本人確認情報を利用することができる事務に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、以下鳥獣保護管理法と申しますが、この鳥獣保護管理法による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関する事務であって、県の規則で定めるものを加えようとするものであります。

次に、（2）であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下整備法と申しますが、この整備法によりまして、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

2の条例案の内容でございます。まず（1）、鳥獣保護管理法の許可事務に関する改正について、住民の利便性の向上及び行政事務の効率性の観点から、住民基本台帳法において、同法別表第5で定める事務のほか、条例で定める事務について、住民票の添付等にかえて、住民基本台帳ネットワークシステムにより、氏名、生年月日、性別、住所の情報を本人確認情報として利用できるとされてございます。

資料2ページの参考の1をごらんください。現在の条例では、本人確認情報を利用できる事務として、表の（1）と（2）に記載しております36の事務を規定しておりますが、今回の改正は鳥獣保護管理法が改正されたことに伴い、表の（1）の15番目にあります鳥獣保護管理法の事務に、麻醉銃猟の許可を受けた者の氏名または住所の変更の届け出の受理に関する事務を追加しようとするものでございます。

資料1ページに戻っていただきまして、2の（2）、整備法による住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の整備については、二つございます。一つ目がアといたしまして、情報提供手数料の額に係る規定の削除でございます。恐れ入りますが、資料の3ページ、参考2

をごらんください。上半分の上段に1といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムの概要の模式図を書いております。住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村、都道府県及び全国サーバーの三層構造になっており、市町村が作成する住民基本台帳の中から住民の氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードの五つの本人確認情報が地方公共団体情報システム機構が運営する全国サーバーに集約されております。

資料の3ページ、参考2の下半分に2といたしまして、運営団体の業務の概要を記載しておりますが、真ん中の都道府県の欄、点線で囲んでおります(4)から(7)までの、国の行政機関及び法人等に対する住民の本人確認情報の提供事務については、住民基本台帳法の規定により都道府県の事務とされており、その情報提供手数料の額は条例で規定しておりますが、現在は全都道府県が、事務の効率性或正確性の観点から地方公共団体情報システム機構に委任しており、その情報提供手数料を機構に収受させております。今回の住民基本台帳法の改正によりまして、これらの事務が機構の直営事務となり、条例で定めていた情報提供手数料の規定が不要となることから、削除するものでございます。

資料1ページに戻っていただきまして、2の(2)のイ、条例で引用している住民基本台帳法の条項移動等に伴う所要の整備についてであります。住民基本台帳法改正による条項移動等に伴い、条例における引用条項の整備及び文言整理等の所要の整備をするものでございます。

最後に3、施行期日でございますが、2の(1)の鳥獣保護管理法の許可事務に関する改正は、公布の日から施行しようとするものであり、2の(2)の住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の整備は、改正された住民基本台帳法の施行日であります平成27年10月5日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 この条例そのものについては特段ありませんが、岩手県が住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を利用することができる事務において、住民基本台帳ネットワークシステムによらない事務と、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した事務の実態はどうか、もし数字があればお示しをいただきたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務については件数を記録してございまして、こちらの(1)と(2)、それから住民基本台帳法独自で定めている事務もございまして、平成26年度の実績ですと、住民基本台帳ネットワークシステム利用件数は3万4,465件という件数になってございます。住民基本台帳ネットワークシステムによらない件数等は把握してございません。

○久保孝喜委員 結局この住民基本台帳ネットワークシステムは、本来的には利用の拡大や充実が求められてスタートしているわけでしょうから、利用した数は把握しているけれども、利用していない数は把握していないということは、対策の立てようがないような気もするのですが、例えば全体の大体何割程度だとか、そういうことも含めて把握していな

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安岡警務部長 議案第 24 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明をいたします。議案（その 1）の 55 ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第 24 号関係資料により御説明をいたします。

本件損害賠償事案の相手方は、盛岡市在住の女性であります。本件事案は、平成 26 年 12 月 19 日、紫波警察署見前幹部交番において拾得物件として提出を受けた女性所有の携帯電話機について、警察署への物件引き継ぎがおくれたことから、遺失届を提出していた女性への返還が遅延し、代替携帯電話機の賃借及び携帯電話機の購入等の経費を負担させたものです。本件は、その費用である計 7,412 円を相手方の損害額として賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因ですが、交番において拾得物件の提出を受けたときは、速やかに警察署へ物件を送付すべきところ、それを失念し、平成 27 年 1 月 9 日までの 21 日間、交番にとめ置いたことで、遺失者の判明をおくれさせたことであると考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安岡警務部長 議案第 25 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額

を定めることに関し議決を求めることについて御説明をいたします。議案（その1）の56ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第25号関係資料により御説明をいたします。

本件損害賠償事案の相手方は、北上信用金庫であります。本件事案は、平成27年2月17日、北上警察署湯田駐在所の屋根に積もっていた雪が落下し、隣接する北上信用金庫西和賀支店のガラス窓を損壊させたものです。本件は、損壊したガラス窓の修繕に要した経費6万9,120円を相手方の損害額として賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因ですが、当該駐在所を管理するに当たっては、落雪に対して最善の注意または措置を講じておくべきところ、それへの配慮が十分でなかったことであったと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第148号安全保障関連法案の速やかな廃案を求める請願、受理番号第149号若者を戦場における安全保障法制に反対する意見書提出を求める請願及び受理番号第150号憲法違反の安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 受理番号第148号安全保障関連法案の速やかな廃案を求める請願、受理番号第149号若者を戦場における安全保障法制に反対する意見書提出を求める請願、受理番号第150号憲法違反の安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りをしております資料により御説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯について簡単に説明をさせていただきます。政府は、昨年7月1日に、日本を取り巻く安全保障環境の根本的な変化を理由に、国の存立を全うし、国民を

守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定を行い、ことし2月12日には安倍内閣総理大臣が施政方針演説において、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備を進める方針を表明しました。以降、関連法案の提出に向けた準備が進められ、5月14日には、平和安全法制関連2法案を国家安全保障会議及び閣議において決定し、翌15日に国会に提出されたものでございます。

次に、2の平和安全法制の概要について御説明をさせていただきます。なお、資料は内閣官房ホームページに平和安全法制の概要がアップされておりました、その内容は17ページにわたる資料でございますが、そこから抜粋したものであることを、あらかじめ御了承願いたいと思います。

平和安全法制関連法案は、自衛隊法、国際平和協力法など10の改正案を一本化した平和安全法制整備法と国際平和支援法で構成されております。(1)の平和安全法制整備法についてですが、ア、自衛隊法の改正では、主なものとして、在外邦人等の保護措置、米軍等の部隊の武器等の防護、平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大等について改正しようとするものであります。

以降、2ページをお開き願います。イの国際平和協力法の改正では、主なものとして、国連PKO等において実施できる業務の拡大、停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保、駆けつけ警護、こういった業務に必要な武器使用権限の見直し、それから国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動などの、国際連携平和安全活動の実施などについて改正しようとするものであります。

ウの重要影響事態安全確保法は、周辺事態安全確保法を改正し、重要影響事態に際し、米軍等に対して後方支援活動等の支援を実施することなど、目的規定の見直しを行うとともに、重要影響事態については、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態と定義しようとするものでございます。また、周辺事態の定義から我が国周辺の地域におけるの文言が削除されたところでございます。

エの船舶検査活動法の改正では、周辺事態安全確保法の見直しに伴い、重要影響事態及び国際平和支援法で定義する国際平和共同対処事態に対応して、船舶検査活動の実施の対応等について改正しようとするものでございます。

オの事態対処法の改正では、存立危機事態への対処等を新たに設け、新三要件のもとで武力行使が可能となるように改正されております。

その三要件とは、第1が、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。第2に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。第3に、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととされているところでございます。

カの国家安全保障会議設置法の改正については、平和安全法制の法改正等を踏まえた審

議事項として、重要影響事態、存立危機事態への対処、追って説明する国際平和共同対処事態への対応等を新たに加えるなどの整理をしようとするものであります。

キでございますが、これら6本の法律改正のほか、事態対処法の改正に伴い、米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の四つの法律改正を行うこととし、あわせて10の改正案を1本にした平和安全法制整備法が提案されてございます。以上が平和安全法制整備法の概要でございます。

次に、資料3ページ、国際平和支援法についてでございますが、国際平和共同処理事態における協力支援活動等の実施について、新たに定めようとするものでございます。この国際平和共同処理事態とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものと定義されております。

要件として、国際連合の総会または安全保障理事会の決議がなされた場合に、その対応措置として、自衛隊は協力支援活動や捜索救助活動、船舶検査活動を実施することとされております。また、戦闘行為との一体化の回避のため、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないこと、自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所やその近傍において戦闘行為が行われたり予測される場合等には一時休止等を行うこと、防衛大臣は実施区域を指定すること等が定められております。これら対応措置を実施する前には、例外なく国会の事前承認が必要とされております。以上で参考説明を終わります。

○岩崎友一委員長 これらの請願に対し、質疑、意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、それでは本請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りをいたします。

まず、受理番号第148号安全保障関連法案の速やかな廃案を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第149号若者を戦場におくる安全保障法制に反対する意見書提出を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 150 号憲法違反の安全保障関連 2 法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきまして、何か御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等につきましては、当職に御一任願います。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

○久保孝喜委員 それでは、何点かお尋ねをしたいと思います。

最初に、先ほどの警察署の定数の問題について、県職員の定数や人員配置に関してお尋ねしたいと思います。新しい年度に入って、この定数と実人員、いわゆる欠員がどのようになっているのか。直近の状況について、まずお知らせいただきたいと思っております。

○熊谷人事課総括課長 知事部局の平成 27 年 4 月 1 日時点の定数でございますが、4,616 人となっております。現員数が 4,440 人ということで、再任用により短時間で穴埋めするなど、さまざまな何らかの対応を行った後の純欠員が 145 人となっております。

○久保孝喜委員 ちなみに、ここ数年間の欠員の推移を、わかる範囲でお知らせいただきたいと思っております。

○熊谷人事課総括課長 それぞれ 4 月現在ですが、平成 25 年度が 145 人、平成 26 年度が 71 人、本年が 145 人ということになります。

○久保孝喜委員 震災復興を最大の県政課題と位置づけて、全庁一丸となって進めている中で、マンパワーの問題は、もちろんさまざまなインフラ整備の現場でもあるわけですが、その復興事業を中核的に進めていく県庁内部にも、実はこういう欠員が生じているのみならず、それが年々拡大しているということは、極めて憂慮すべき事態だと私は思うのです。

例えば長期療養者などの人数は、定数にはカウントされていても欠員には含まれていないわけでしょう。そういうことを含めると、実際の欠員はもう少し膨らむのだろうと思いますが、その辺の数字がもしあれば教えてください。

○熊谷人事課総括課長 病気休職者などの数字は手元にございませんでしたので、申しわけございません。

○久保孝喜委員 いろいろ努力はされているのですが、定数もふやしてきているという中であって、なおかつこういう欠員が生じているということは、大変危機的な状況だというふうに思いますし、これからさきの復興にとっても、ある種の大きなブレーキになりかねないというふうにも思うわけです。この先この実態をどのように改善しようとしているのか、ここはぜひ部長にお答えいただきたいと思います。

○風早総務部長 委員御指摘のとおり、今年度は復興事業のピークを迎えており、まさに本格復興の着実な推進を図る観点から、マンパワーの確保というのは非常に重要な課題になっております。これまでも任期付職員の採用や他県応援職員の確保、新規採用職員数の拡大、こういったところに努力をしてきたところでございます。

一方で、普通退職者の増、内定者の辞退等の影響もありまして、今申し上げたような実質的な欠員が145人というふうになっております。来年度の復興事業についても、事業全体で申し上げますと、今年度と比べて、およそ6割、7割は事業量が出てくると思っております。そういった意味でも、職員の皆様方には大変御苦勞をおかけしてございまして申しわけないというところでございます。引き続き特別募集等による早期の人材確保、任期付職員の採用など、さまざまな手段を講じまして、早期に欠員を縮小できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○久保孝喜委員 震災復興のみならず希望郷いわて国体、希望郷いわて大会についても、今まさに全庁を挙げて取り組まなければならないというときに、現場の県職員を含めて非常に困難なマンパワー体制のもとで進めなければならない。その意味では、本当に大変な事態であるという危機認識をぜひ共有しながら、やれることは何でもやるという気概で、人員確保の問題や体制整備の問題に取り組んでいただきたいということを、あえて強く申し上げておきたいと思います。

次に、地域商品券の問題についてお尋ねしたいのですが、所管は商工労働観光部ということになるのでしょうかけれども、地域経済に与える影響、あるいはその波及効果というような点で、当部においても一定の認識が示されてもいいのではないかなという思いでお尋ねをします。報道などによれば、各市町村ごとのプレミアム率も大分高くなっているようですし、即日完売だとか、大変な行列ができたとか、あるいはそのことによって平日でな

かなか買えない人の不満が出るとか、運用も含めていろいろな問題点もあるようですが、地域経済に関する波及効果というものをどのように見込んでいるのか、県内のプレミアム商品券の実態と効果について、もしおわかりであればお示しをいただければと思います。

○佐藤市町村課総括課長 プレミアム商品券等の関係でございますが、こちらは国が地域活性化住民生活緊急等支援のための交付金事業において、プレミアム商品つき商品券の実施というメニューを活用事例として示しているものでございます。市町村の状況については、計画段階で取りまとめたところでは、全ての市町村で実施をするという計画になってございます。プレミアム率はそれぞれでございますけれども、詳細のところはただ今手元にはございません。県内経済に対する波及効果についても、申しわけございませんが、試算等はしてございません。

○久保孝喜委員 プレミアム商品券等の問題は、県民にとってはかなり関心が高く、県政にとってもいずれ大きな影響を持つ事業だというふうに思うわけですが、一方で、商工労働観光部では行っているのかもしれませんが、波及効果を含めて試算していないと。

このプレミアム商品券等の問題について、運用の問題と効果の問題というふうに二つに分けた場合、効果の問題としてこれまでも指摘をされてきているのが、いわゆる中央資本の大型店での使用という問題であります。本来は、地域の中でお金を回して、地域を活性化させていくということなのですが、残念ながら商品券のかなりの部分が、家電量販店などのさまざまな大型店で利用される。そういうことになると、当初のもくろみとは少し違う方向に行きはしまいかということも含めて、これから先、県がこの利用実績をきちんと検証していかなければいけないのではないかなという気がするのです。

そこで、これはある種のお願いになるわけですが、市町村単位での調査、検証というものはもちろんあるわけですが、県としても、プレミアム商品券等が地域経済に与える影響という観点から、ぜひ調査、検証を行っていただきたいというふうに思うのです。その点、コメントがあればお願いしたいと思います。

○大平政策地域部長 今回の地方創生におけるプレミアム商品券等に関しましては、地域のお金で地域の消費を喚起するものですが、そもそもそのお金が地域に落ちるということが非常に重要だと考えております。県の人口ビジョン、地方創生総合戦略においても、ローカル経済の振興と人口の展望ということで、基本的には地域のお金を回すという考え方になってございます。

今回の事業についても基本的には商工会議所や商工会が主体となって行っておりますので、地域でお金が回るというのにはありますが、委員御指摘の大型店での利用については、私も問題意識を持ち、所管部であります商工労働観光部と一緒に相談しながら、できるだけ効果的な施策がとれるように意見交換を検討してまいります。

○久保孝喜委員 最後に、J R山田線の復旧問題についてお尋ねをしたいと思います。

本会議でも質疑が交わされたところがございますので、いろいろ取り沙汰されていた部分開業の話は整理され、一括開業を目指すことが明確になりました。問題は、今後の具体

的な復旧のスピードアップの問題と、それに伴って三陸鉄道への移管が行われるまでの調整協議というものが焦点になってくるのだらうと思いますが、現在、三陸鉄道への移管に伴う調整協議がどういう枠組の中で、どういう頻度で、あるいはどういうスタンスで行われているかということについてお尋ねしたいと思います。

○佐々木交通課長 JR山田線の復旧に関しまして、JR東日本との協議、調整に関する報告につきましては、かねてからJR東日本とはさまざまな協議を行っているところでございまして、2月6日にJR東日本、三陸鉄道、沿線4市町と県との間で基本合意が取り交わされております。その際に、別途協議ということになりました、例えば鉄道施設等の譲渡時期やその方法、移管協力金、車両の提供時期やその方法、経営の効率化に係る検修設備の整備等について、今もそれぞれの関係者間で鋭意努力しているところでございます。

それから、やはり地元にとってできるだけ負担が生じないようにということが基本的なスタンス、あるべき姿であろうと思って、しっかり協議していきたいと思います。

○久保孝喜委員 本会議でも指摘をされた30億円の移管協力金の問題も含めて、この交渉過程はそうそう簡単ではないだらうとは思いますが、一定の時期に、県民に対してここまでは協議が調いつつあるといった中間報告的なことがないと、なかなか鉄道への関心も高まらない。私は、そのような鉄道への関心を喚起して利用促進に向けていくようなアナウンスがこの過程の中で絶対必要だらうというふうに思いますので、中間報告的なものや、あるいはそれと並行して、どんな鉄道を望むのかなどという県民との対話のようなことも併せて行うべきだらうというふうに思うのですが、そういう方向性についてはいかがお考えでしょうか。

○佐々木交通課長 今委員から御指摘がありましたとおり、現状がどうなっているかというところも、関係者の皆様、それから被災した沿岸地域の皆様にわかっていただくことが重要だと考えております。県といたしましても、直接協議に入っていただく四つの市町や三陸鉄道などの相手方の皆様とできるだけ随時情報交換をしながら、四つの市町の議会なども通じて住民の方に理解していただくということが必要だと思っておりますので、適切なタイミングで必要な情報をお知らせして、住民の皆さんにも関心を持っていただいて、復旧後のマイレール意識という利用者の利用意識が向上するようにしっかり取り組みたいと思っております。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

それでは、当総務委員会は、本日が今任期最後の委員会でございますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

当委員会は、去る平成25年10月に委員9名で発足をいたしまして、以来これまで2年間にわたりまして、当委員会の所管事項につきまして熱心に質疑、意見交換をしていただきましてありがとうございました。

当委員会といたしましては、これら質疑、提言、要望等を通じまして、東日本大震災津波からの復興、そして岩手県の発展に少しでも貢献することができたのではないかなと思っていますところでございます。

また、委員会の運営に当たりましては、軽石副委員長を初め委員の皆様、そして執行部の皆様、そして担当書記、併任書記の皆様にもいろいろと御指導、御協力をいただきながら、これまで運営できましたことに感謝を申し上げたいと思います。

私も委員長として、いろいろと支えていただきながらでございましたが、本当に総務委員会は、国政に関連性の強い請願等もございましたり、実際委員長採決もあつたりと、私自身困惑するようなこともございましたけれども、本当にお支えをいただいた結果、何とか委員長の職責を果たすことができたのではないかなと思っていますところでございます。

大震災からの復興もまだ道半ばでございますし、岩手県の抱える課題もまだまだたくさんございます。総務委員会では、委員の皆様全員が来る選挙に立候補を予定されていることでございますけれども、ぜひ皆様全員が再びこの場へ戻ってきて、復興の加速、そして県勢の発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。